

(別添)

1. 新たに特殊車両通行許可の対象となる車両

- (1) 車両に業務支援用 ETC2.0 車載器を装着し、当該車載器に関する情報を要領に従って国に登録したものであること。
- (2) 主たる通行経路が新東名区間（海老名ジャンクションから豊田東ジャンクション）であること。

2. 特殊車両通行許可にあたり義務付けられる通行条件

(1) 車両の装置等に係る条件

車両に以下の全ての装置等を備えていること。

- ①アンチロックブレーキシステム
- ②衝突被害軽減ブレーキ又は自動車間距離制御装置
- ③車両安定性制御システム
- ④車線逸脱警報装置
- ⑤後部視界を確保するための被けん引車後端のカメラシステム及びモニター（運転者の視野に入る場所に設置されたものに限る。）
- ⑥デジタルタコグラフ
- ⑦車載型自動軸重計測装置（OBW）又は出発時に計測した当該車両の車軸ごとの軸重を記録した書類
- ⑧エアサスペンション（電子制御ブレーキシステムを装備している車両にあってはけん引車の操舵軸以外の全ての車軸に、それ以外の車両にあっては全ての車軸に装備されているものに限る。）
- ⑨ディスクブレーキ又はドラムブレーキ
- ⑩リターダ（補助ブレーキ）
- ⑪デフロック又はトラクションコントロールシステム（空転防止装置）
- ⑫間接視界を確保するための装置（バックミラー等）
- ⑬被けん引車のバックライト
- ⑭車体輪郭のマーキング（反射材を用いたものに限る。）
- ⑮車両の長さ及び「追越注意」の文言を表示するプレート（後続車の運転者が容易に視認できる箇所に設置され、かつ、視認しやすい色彩の反射材を用いたものであって、一文字の大きさが 15 センチメートル×15 センチメートル以上のものに限る。）

(2) 運転者に係る条件

- ①又は②のいずれかの要件を満たす運転者が運転すること。

- ① i) 業務経験 大型自動車運転業務に直近5年以上従事していること
- ii) 免許 けん引免許を5年以上保有していること
- iii) 実技訓練 2時間以上の実技訓練を受講していること
- ② i) 業務経験 大型自動車運転業務に直近3年以上従事していること
- ii) 免許 けん引免許を1年以上保有していること
- iii) 実技訓練 12時間以上の実技訓練を受講していること
- iv) 直近3年間無事故・無違反であること

(3) 積載する貨物に係る条件

以下の貨物を積載しないこと。

- ① 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の12各号及び第19条の13第1項各号に掲げる貨物
- ② 大量の液体
- ③ 動物

(4) 通行の方法に係る条件

① 追い越しの禁止

原則として、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては、登坂車線）を通行し、追い越しをしないこと。

② 縦列走行の禁止

他の21メートル超車両と接近して縦列をなして通行しないこと。

③ 代替区間の通行

東名区間（御殿場ジャンクションから豊田ジャンクションまでの区間をいう。以下同じ。）において設定した代替可能な通行経路は、新東名区間（海老名ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの区間をいう。以下同じ。）内における通行禁止の発生時に、必要最小限の区間に限り、通行すること。

④ 故障時等における停止表示

故障時等に車両を非常駐車帯など路上に停車させた場合において、後続車両の追突事故を防止する観点から必要なときは、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用すること。

⑤ 業務支援用ETC2.0車載器の稼働

通行中は、業務支援用ETC2.0車載器を稼働させ、DSRC路側無線機と通信できる状態を維持すること。

⑥ 書類の携行

- i) 実技訓練を受講したことを証する書面
- ii) 直近3年間無事故・無違反であることを証する書面（(2)①の要件を満たす者である場合を除く。）
- iii) (2)⑦の車両の車軸ごとの軸重を記録した書類（車両に車載型自動軸重計測装置（OBW）を装備している場合を除く。）